新

## 令和5年12月19日 一部改正

令和5年1月27日 一部改正

の窒素成分量(以下「地域慣行基準」)

第1 共通事項 ~第3 果樹 (略)

第4 野菜

1 はくさい~37 施設メロン(夏どり作型) (略)

## 38 こまつな

# 【化学合成農薬】

_							
		農薬使用回数【延べ有効成分数】					
<u>区分</u>			内訳(参考)			<u>備 考</u>	
			<u>殺菌剤</u>	<u>殺虫剤</u>	除草剤		
	<u>県下全域</u>	9	3	<u>5</u>	<u>1</u>		

※種子消毒又は育苗期(定植前日又は定植当日の処理は含まない。)に殺菌剤又は殺虫剤を使 用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

#### 【化学肥料】

区分	<u>窒素成分量</u> 【kg/10a】	<u>備 考</u>
<u>県下全域</u>	<u>15</u>	

#### 39 ケール

#### 【化学合成農薬】

	農薬使用			
<u>区分</u>	収穫 		<u>備考</u>	
	開始前	週当り使用	<u>  赤早月 </u>	
<u>県下全域</u>	<u>8</u>	<u>0.5</u>	<u>1</u>	

- ※①種子消毒又は育苗期(定植前日又は定植当日の処理は含まない。)に殺菌剤又は殺虫剤を 使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。
  - ②農薬使用回数の算出方法については、別紙参照のこと。

#### 【化学肥料】

区分	<u>窒素成分量</u> 【kg/10a】	備考
県下全域	4 5	

長野県における当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料|長野県における当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料 の窒素成分量(以下「地域慣行基準」)

IΒ

第1 共通事項 ~第3 果樹 (略)

第4 野菜

1 はくさい~37 施設メロン(夏どり作型)

(新設)

(新設)

第5 特用作物 (略)

第6 飼料作物

- 1 飼料用トウモロコシ (略)
- 2 ソルガム

### 【化学合成農薬】

	農薬使用回数【延べ有効成分数】				
区分		P	内訳(参考)	備考	
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
県下全域	2	0	0	2	

- ※種子消毒した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。
- ※きのこ培地用に茎葉、子実を供するものも含む。但し、培地に供する場合は農薬の使用を控えるか、きのこへの農薬の残留や薬害の有無を確認のうえ農薬を使用すること。

#### 【化学肥料】

区	分	窒素成分量 【kg/10a】	備考
県下全域		1 2	

(以下、別紙 はくさい、レタス類で、1作のマルチ張りで2~3作する栽培法の場合の化学肥料【窒素成分量】の算出例まで略)

<果菜類及びケールの農薬使用回数【延べ有効成分数】の算出方法>

(以下、略)

第5 特用作物 (略)

第6 飼料作物

- 1 飼料用トウモロコシ (略)
- 2 ソルガム

【化学合成農薬】

	農薬的				
区分	区 分 内訳(参考)				備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
県下全域	2	0	0	2	

※種子消毒した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。 (新設)

#### 【化学肥料】

区	分	窒素成分量 【kg/10a】	備考
県下全域		1 2	

(以下、別紙 はくさい、レタス類で、1作のマルチ張りで2~3作する栽培法の場合の化学肥料【窒素成分量】の算出例まで略)

<果菜類の農薬使用回数【延べ有効成分数】の算出方法>

(以下、略)